

パリ協定6条（炭素市場） ルール交渉の最新状況と 実施状況



パリ協定 6 条実施パートナーシップ
センター長

小唄 一久

本日の流れ

1 パリ協定6条とは

2 パリ協定6条 これまでに決まっていること、COP29の論点

3 JCM、2国間、自主的炭素市場、CORSIAなどの状況

4 まとめ

本日の流れ

1 パリ協定6条とは

2 パリ協定6条 これまでに決まっていること、COP29の論点

3 JCM、2国間、自主的炭素市場、CORSIAなどの状況

4 まとめ

パリ協定6条

- パリ協定では、すべての国が温室効果ガスの排出削減目標（NDC*）等を定めることが規定されている。
- 世界の温室効果ガスの排出削減を効率的に進めるため、パリ協定6条にて、**排出を減らした量を国際的に移転し、目標達成に活用すること**が規定されている。

6条2項 （6条の実施ガイダンス）

◆ 他国で実現した排出削減量を自国の削減目標等に活用する際（アカウンティング）のルール

- ◆ 枠組みとして、JCMを含む2国間の取組、及び国連が管理をする6条4項メカニズム、民間主体のクレジット制度等が対象
- ◆ 参加要件、報告、記録、審査、相当調整の方法等

6条4項 （国連管理型メカニズム）

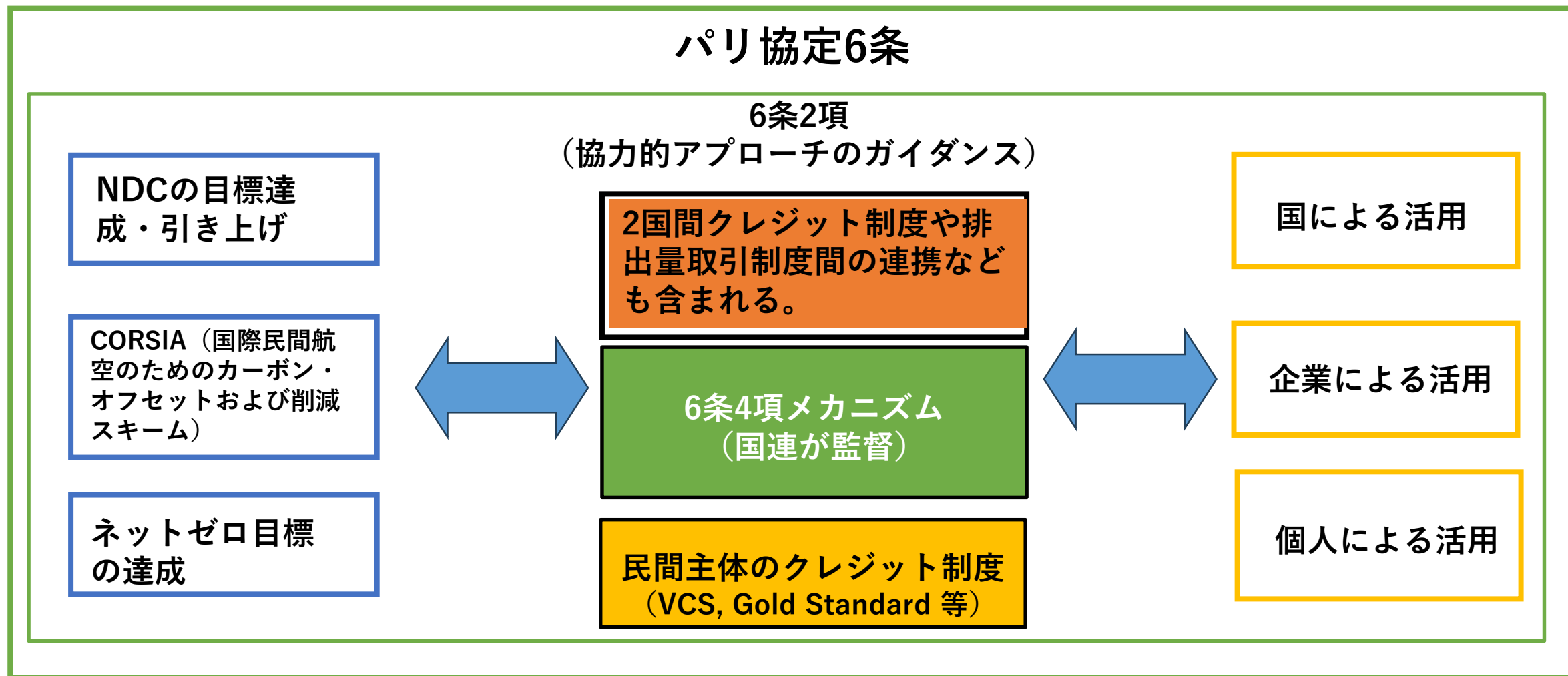
◆ パリ協定下での新たな国連メカニズム

- ◆ 排出削減プロジェクトを国連に申請。国連の監督機関が審査を行い排出削減量を特定。削減量の国際取引を管理。

6条8項 （その他の国際協力）

- ◆ 削減量の国際的な移転を伴わない活動を促進（**非市場アプローチ**）
- ◆ クリーンエネルギーの開発、適応、地域の強靱化など

パリ協定6条はネットゼロに向けた国際協力の枠組み



パリ協定6条：野心の向上・脱炭素経済を実現

現状の排出ギャップ

各国の条件付NDC *（国際的な援助などを支援を前提とした目標）を完全に導入した場合：

- ・ 現行政策シナリオと比較して温室効果ガス排出量を10%削減できる
- ・ 2°C/1.5°Cシナリオ達成のためには**30%又は45%**の削減が必要※1。

パリ協定6条の実施により期待される効果

削減効果

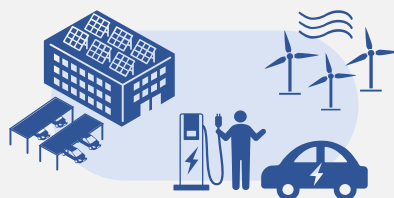
2030年までに世界全体で年間最大で

40億～120億トンCO₂※2の追加的削減

が実現されうるとの専門家の試算がある。

これは2018年の全世界CO₂排出量（エネルギー起源）の

約1割～4割に相当する量。



経済効果

グローバルな脱炭素市場や民間投資が活性化することにより、世界的な排出削減と同時に各国の経済成長にも貢献し、2030年時点で

約50兆円

（3～4千億USドル）※3
の市場規模が見込まれる。



※ 1 ・ UNEP. 2022. Emissions Gap Report 2022.

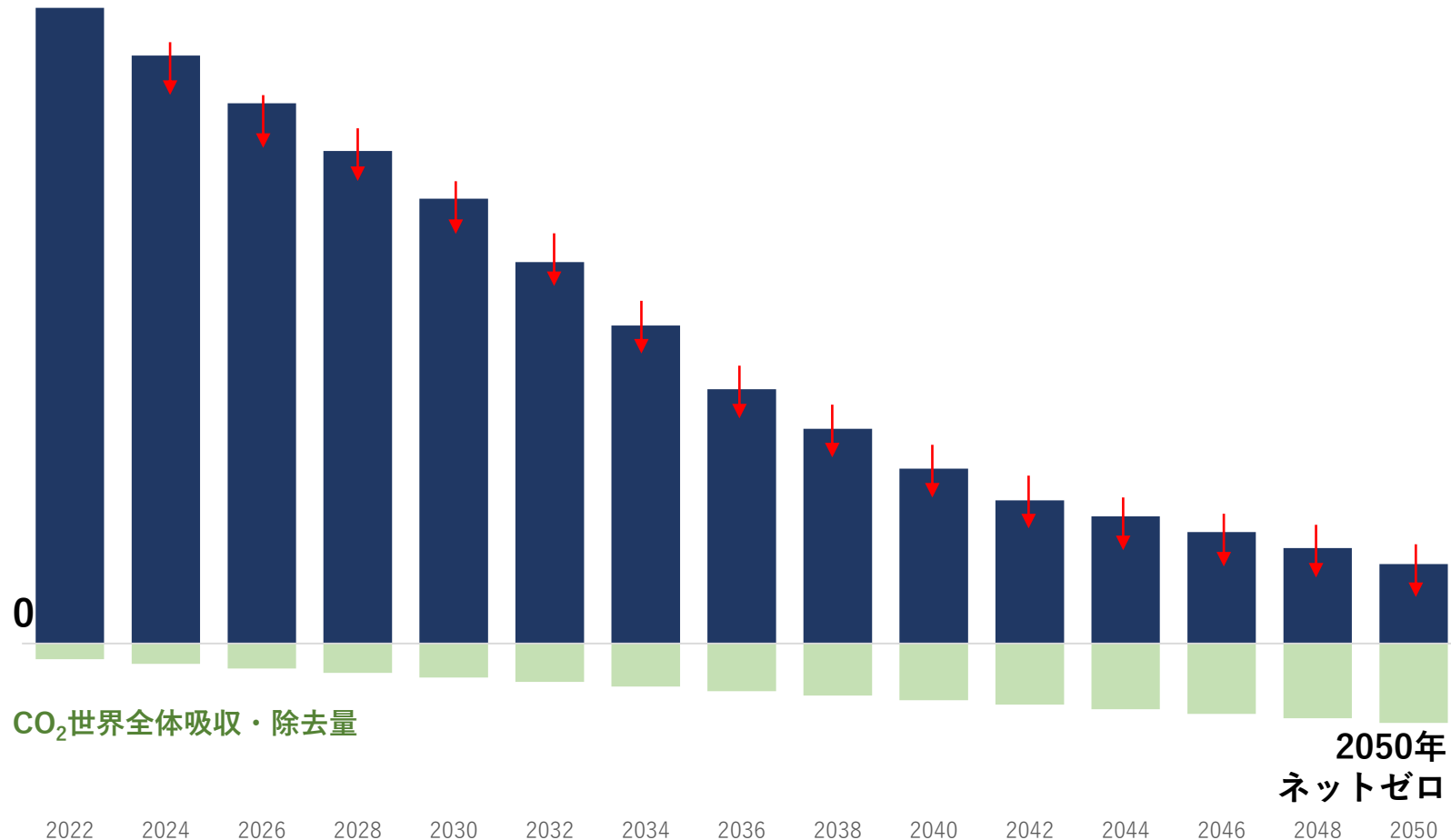
※ 2 ・ J. Edmonds et al. 2021. How much could article 6 enhance nationally determined contribution ambition toward Paris Agreement goals through economic efficiency? (P.18), Climate Change Economics
・ UNEP and UNEP DTU. 2021. Emissions Gap Report 2021. (P.59)
・ TSVCM. 2021. TASKFORCE ON SCALING VOLUNTARY CARBON MARKETS Final Report (P.13)

※ 3 ・ UNEP and UNEP DTU. 2021. Emissions Gap Report 2021 (P.60)
・ IETA (2021) The Carbon Markets Role of Article 6 Compatible Carbon Markets in Reaching Net-Zero (P.13)

*NDC（Nationally Determined Contribution）国が決定する排出削減目標

ネットゼロに向けた6条（炭素市場）の活用が不可欠

CO₂世界全体排出量



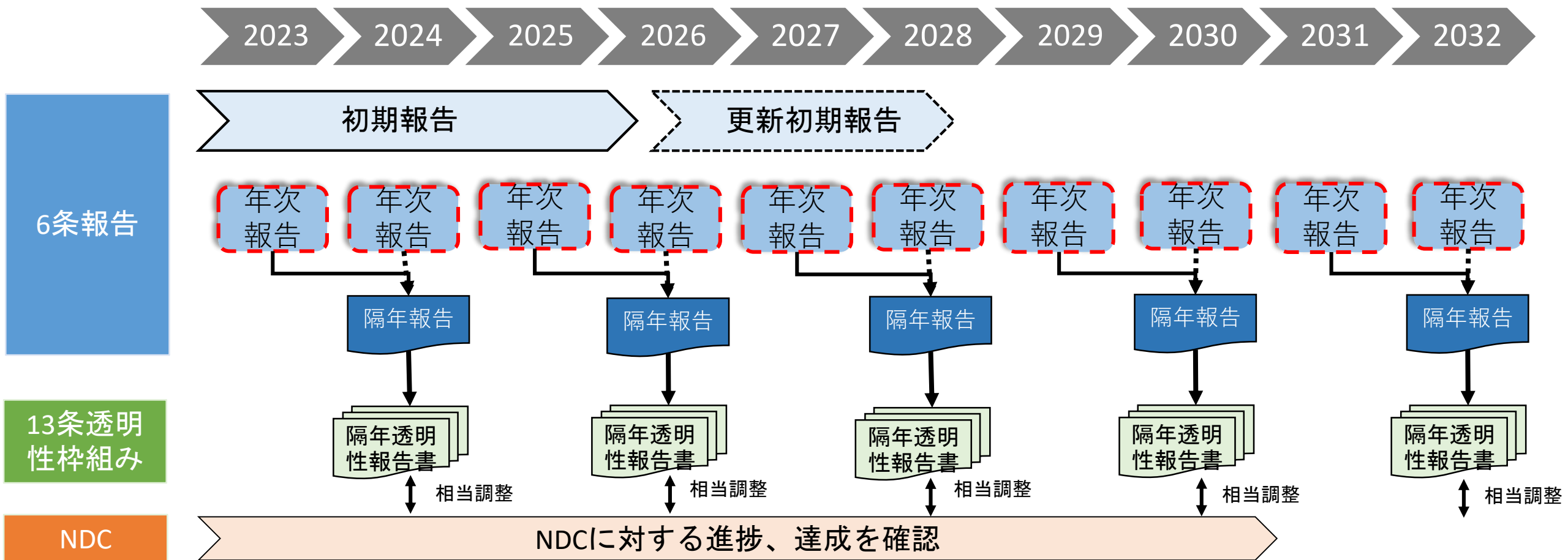
排出削減クレジットの貢献

例：再エネ、省エネ、森林保全

吸収・除去クレジットの貢献

例：大気中のCO₂回収・貯留、回収・貯留付きバイオマス発電、森林再生等

6条報告はNDC達成に向けた進捗確認に必須



本日の流れ

1 パリ協定6条とは

2 **パリ協定6条** これまでに決まっていること、COP29の論点

3 JCM、2国間、自主的炭素市場、CORSIAなどの状況

4 まとめ

ルールの明確化が6条の実施促進に向けて不可欠



COP26(2021)

6条の実施大
枠ルールに合
意

COP27(2022)

報告や記録、
審査に関する
ガイドライン
等に合意

COP28 (2023)

ルール明確化作
業の継続

COP29 (2024)

ルール明確化に
関する合意を目
指し、6条実施
を促進

COP29 6条の主な論点

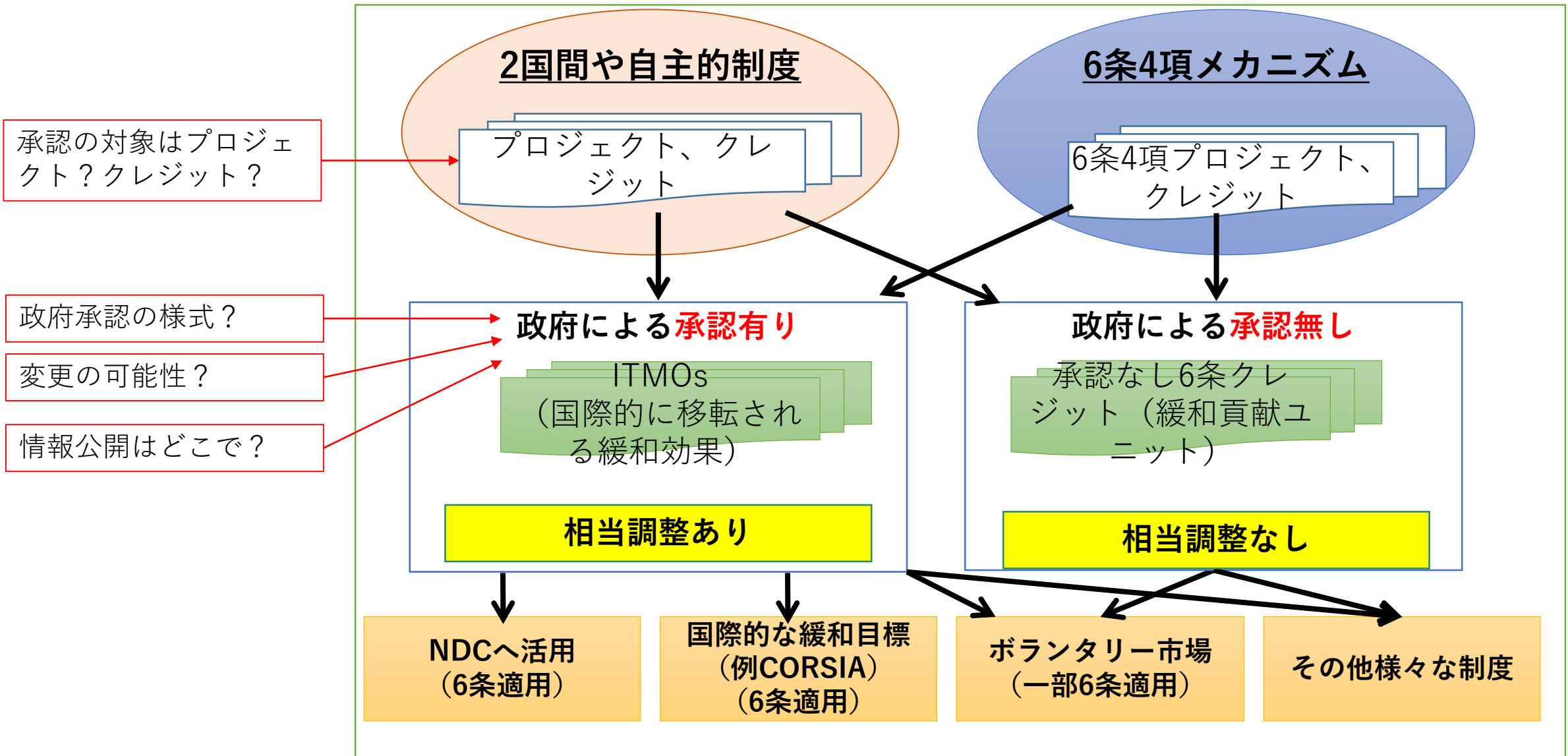
6条2項

協力的 アプローチ

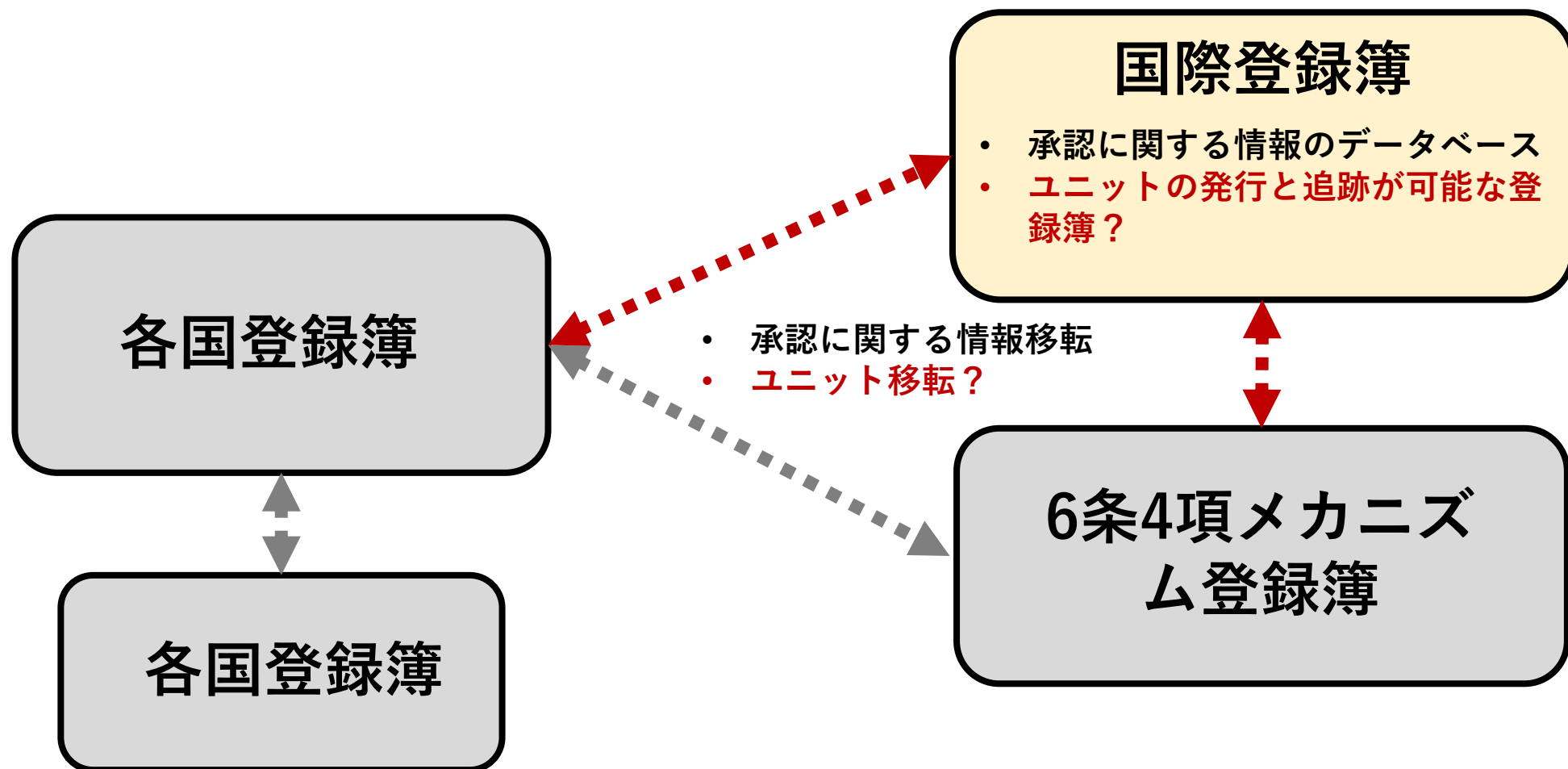
6条4項 国連管理 メカニズム

主な論点	詳細
6条クレジットの政府承認	- 承認プロセス - 承認の要素 - 承認の様式 - 承認変更の可能性とその条件 - 承認情報の公開
6条報告（AEF：年次報告書式）の書式最終化	- 追加要素の整理 - 承認表の追加
国際登録簿の追加的機能	- 承認に関する情報のやり取り - ユニットの発行と移転に関するやり取り
報告の順番	AEFの提出要件（初期報告の提出、初期報告レビューの完了等）
報告の審査における不一致への対応	- 不一致の種類やその公開方法 - 不一致が起きた際のさらなる行動の制限
方法論及び、炭素除去活動に関するスタンダード作成方針に対するCMAの承認	今年10月の監督機関にて採択された、方法論及び、吸収除去活動に関するスタンダードについて、監督機関の方針の確認、追加ガイダンスの提供

政府承認が6条にとって重要な要素となる



国際登録簿の機能と登録簿間のやり取りに関する情報の明確化が必要



本日の流れ

1 パリ協定6条とは

2 パリ協定6条 これまでに決まっていること、COP29の論点

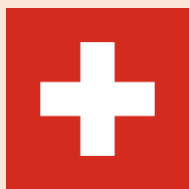
3 2国間、6条4項、CORSIA、自主的炭素市場などの状況

4 まとめ

提出された6条初期報告のレビューが開始

6条に参加する国は、**初期報告**、**年次情報**（2024年以降毎年）、**定期情報**（2年毎：2024年、2026年、2028年・・・）の提出が義務付けられている。

2024年10月時点で**6カ国**が初期報告を提出



スイス

2023年5月7日
提出



ガーナ

2023年9月14日
提出



バヌアツ

2023年10月6日
提出



タイ

2023年12月7日
提出



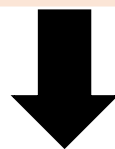
ガイアナ

2024年2月22日
提出



スリナム

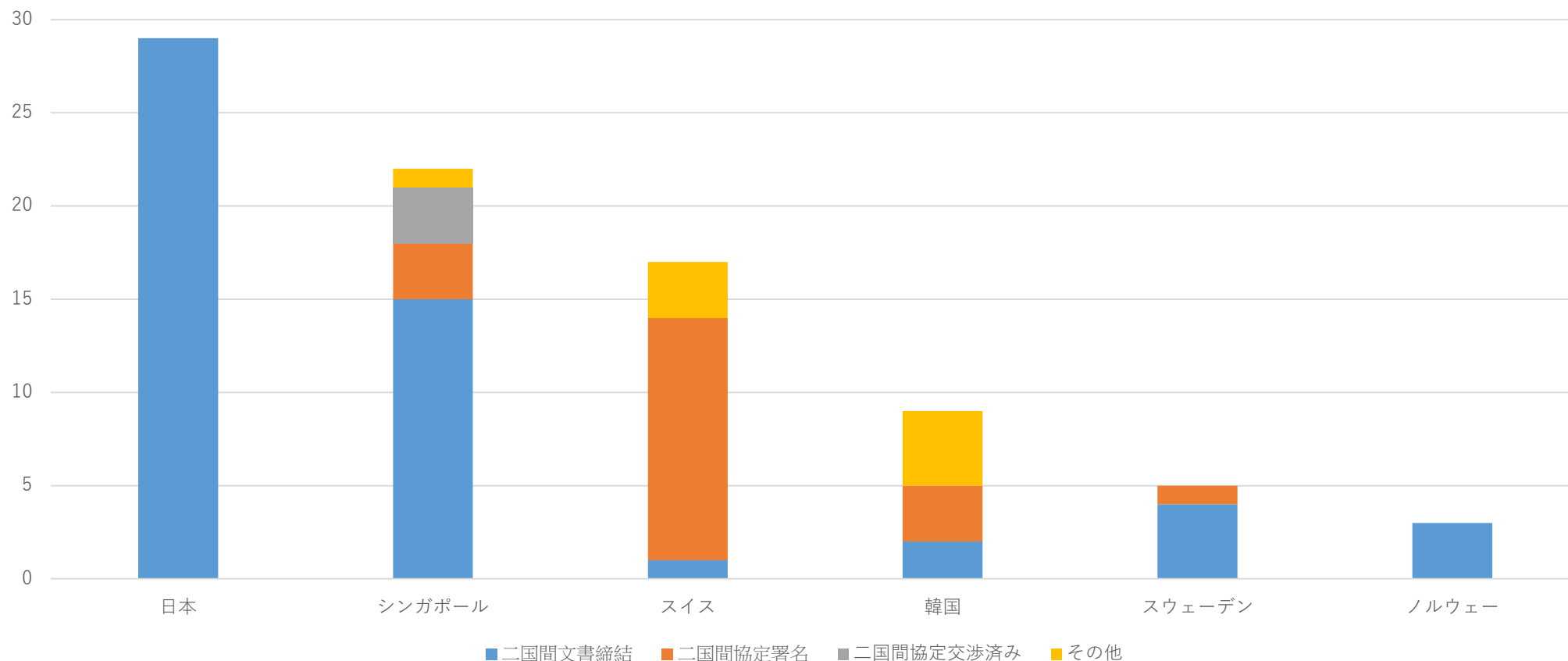
2024年5月29日
提出



2024年10月に**初の6条専門家による初期報告レビューが行われ**、改善提案等が報告書にまとめられる予定。今後、各国による初期報告作成の参考となるため注目が集まっている。

二国間協力の現状

- 日本、シンガポール、スイス、韓国、をはじめ、6条2項の下での協力枠組み構築が進行中。
- 6条を通じた削減目標として、日本1億トン（2030年までの累積）、スイス2,000万トン（2030年目標の達成に向け）、韓国3,750万トンが掲げられている。



日本（二国間クレジット制度（JCM））

2024年10月現在、**29か国**との間でJCMに関する二国間文書を署名。**2025年を目途にパートナー国を30か国**まで増やすことを目指す。

JCMパートナー国

2013年	モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ
2014年	パラオ、カンボジア、メキシコ
2015年	サウジアラビア、チリ、ミャンマー、タイ
2017年	フィリピン
2022年	セネガル、チュニジア、アゼルバイジャン、モルドバ、ジョージア、スリランカ、ウズベキスタン、パプアニューギニア
2023年	UAE、キルギス、カザフスタン
2024年	ウクライナ

パリ協定 6 条に沿ったJCMを実施するためのルールやガイドラインの採択が進められている。

既存のルールやガイドラインに対する主な追加点は以下の通り。

- NDCs達成に向けたJCMクレジットの使用取り決め
- 相当調整の適用
- JCMが持続可能な開発目標とどのように整合的であるかの説明
- クレジット期間の導入、NDCと参照排出量の明確化

また、JCMパートナー国による、**パリ協定 6 条に沿った報告（初期報告）**の提出準備が進められている。

6条4項監督機関による作業の進展

6条4項運用に重要な以下が監督機関により採択された。

- 方法論スタンダード、吸収除去スタンダード
- 持続可能な開発ツール
- 異議・不服申し立てプロセス

6条4項メカニズムの政府窓口特定が進む

- 6条4項メカニズムに参加する国は、指定国家機関（DNA*）を指定し、UNFCCC事務局に提出する
- 2024年10月現在、**95か国**が6条4項メカニズムにおけるDNAのコンタクト先を提出済み

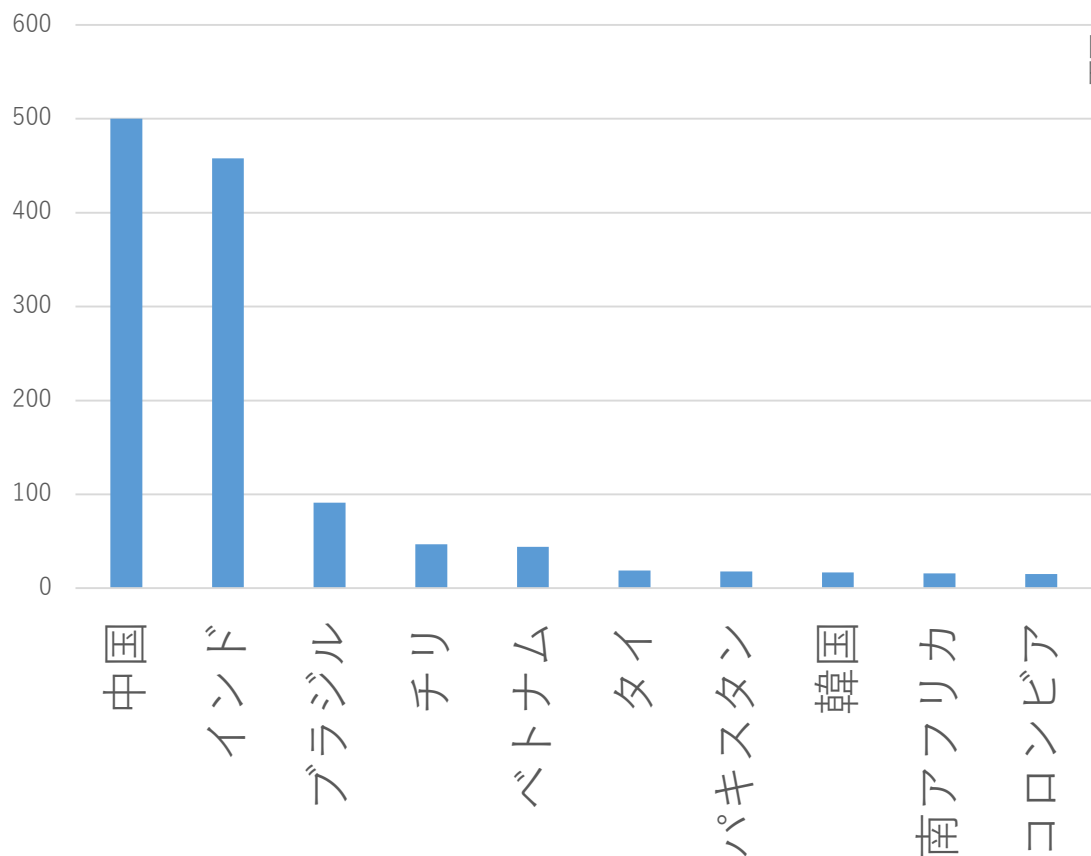
1. サブサハラ・アフリカ	36カ国
2. ラテンアメリカ・カリブ海地域	16カ国
3. アジア	16カ国
4. 北アフリカ・中東	9カ国
5. ヨーロッパ	8カ国
6. 東ヨーロッパ・中央アジア	5カ国
7. オセアニア	5カ国

CDM（クリーン開発メカニズム）の6条への移管

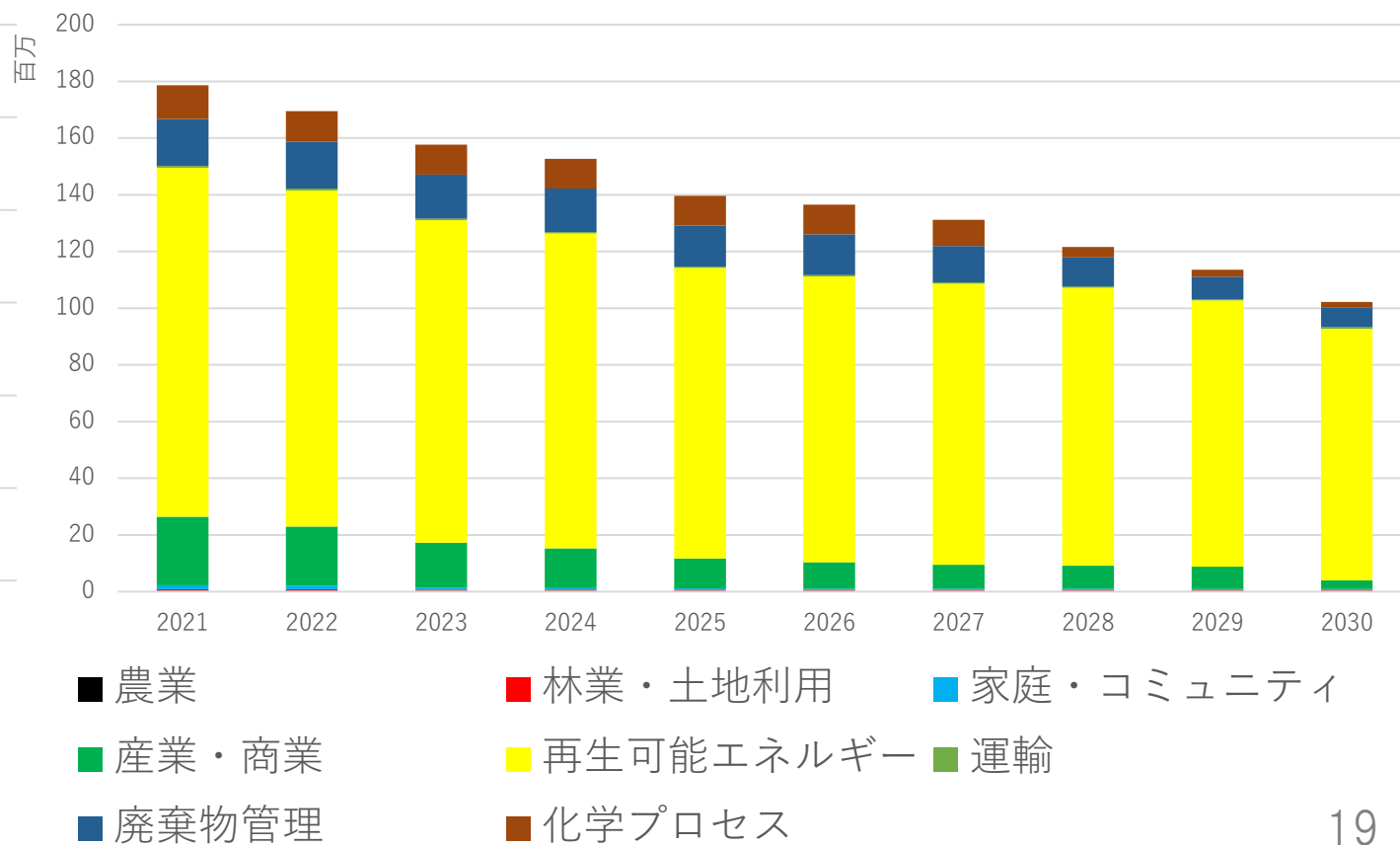
1,796プロジェクトの移管申請が提出されている（申請期限は2023年12月31日）

移管申請済みプロジェクトに対するホスト国承認が、6条4項への移管に向けた次の重要なステップ（承認期限は2025年12月31日）

CDM移管申請数（ホスト国別、上位10か国）



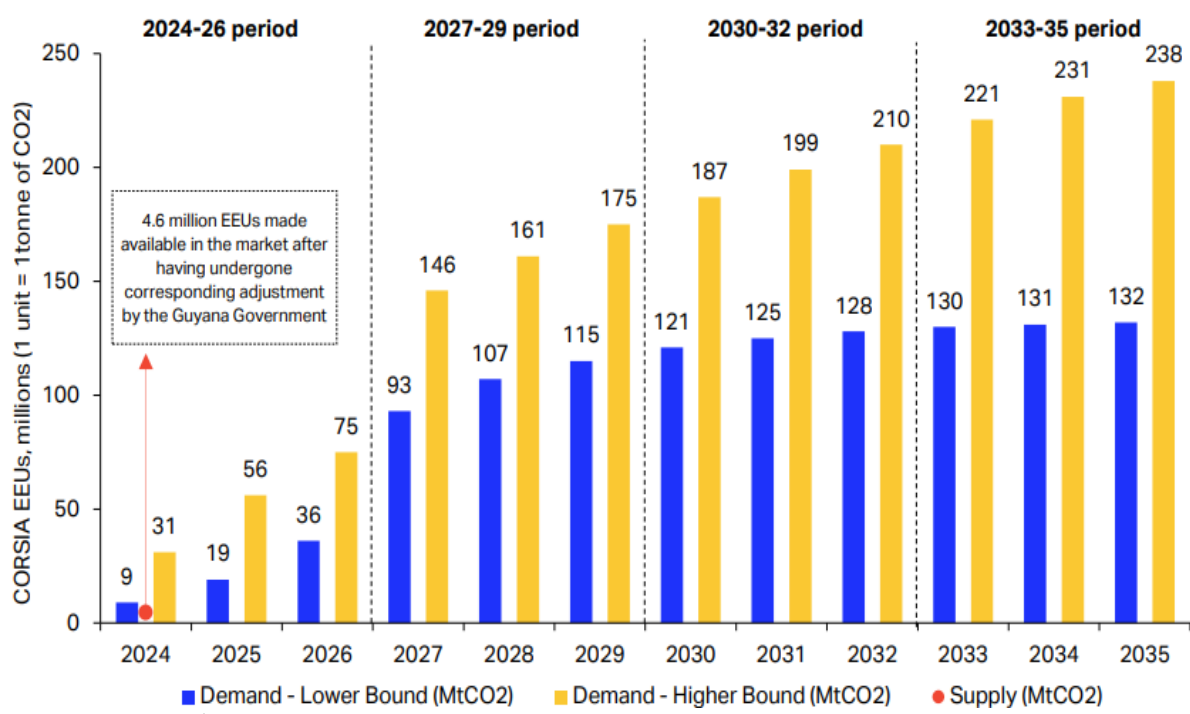
移管申請済みプロジェクトの推定排出削減量



CORSIA（国際民間航空のためのカーボン・オフセットおよび削減スキーム）と6条

- CORSIA目的にクレジットを使用する場合、6条の下で「他の国際的な緩和目的」として政府承認される必要がある。
- 第一フェーズ(2024-2026)より、適格排出ユニットは相当調整が必須であり、相当調整付きクレジットの大きな需要を生む。
- フェーズ1におけるオフセット需要量は6,400万～1億6,200万tCO2eと試算されている。

CORSIAにおける需要量の予想



適格排出ユニットのプログラム

プログラム名	パイロット (自発的参加) 2021-2023	第一フェーズ (自発的参加) 2024-2026	第二フェーズ (参加義務付け) 2027-2035
American Carbon Registry (ACR)	○	○	
Architecture for REDD+ Transactions (ART)	○	○	
BioCarbon Fund for Sustainable Forest Landscapes (ISFL)	○		
China GHG Voluntary Emission Reduction Program	○		
Clean Development Mechanism (CDM)	○		
Climate Action Reserve (CAR)	○	conditional	
Forest Carbon Partnership Facility (FCPF)	○		
Global Carbon Council (GCC)	○	conditional	
The Gold Standard (GS)	○	conditional	
SOCIALCARBON	○		
Verified Carbon Standard (VCS)	○	conditional	

本日の流れ

1 パリ協定6条とは

2 パリ協定6条 これまでに決まっていること、COP29の論点

3 JCM、2国間、自主的炭素市場、CORSIAなどの状況

4 まとめ

まとめ

- パリ協定 6 条はネットゼロ目標の達成に向けた更なる削減・吸収を国際的な協力を通じて促進することを目的としている。NDCや国際的なネットゼロの達成を目指す各国やCORSIA、そして民間企業による、6条のルールに沿ったクレジットの需要が高まっている。
- COP27以降、パリ協定6条のホスト国及びクレジット獲得国において実施体制の整備が進み始めているが、その動きはまだ遅いの実情である。また、COP28では期待されたものの、6条国際ルールについて進展はなかった。
- COP29にて、特に6条に関する承認対象や報告の明確化、6条に沿って承認されたクレジットの情報を記録する各国や国際登録簿間の情報共有体制についてのルールが合意されることで、各国における6条報告や審査が進み、6条に沿ったクレジットの供給量を増やすことでパリ協定の元での炭素市場を本格化させることが必要。